



携 必 扱 取

IV 農 林 漁 業 共 通

令和 8 年 4 月 版

 **日本政策金融公庫**
農林水産事業本部

目次

1	農林漁業セーフティネット資金.....	1
2	振興山村・過疎地域経営改善資金.....	7
3	農林漁業施設資金.....	12
3-①	六次産業化.....	12
3-②	バイオマス利活用施設.....	14
3-③	特別振興事業.....	17
3-④	農山漁村経営改善.....	19
3-⑤	共同利用施設.....	22
4	農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）.....	25

1 農林漁業セーフティネット資金

1 資金の目的

農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、金融措置を講じることによって、効率的かつ安定的な農林漁業経営を育成することを目的としています。

2 資金の使い途

経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金

- (1) 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限りますが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含みます。）
- (2) 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金（経営者の責めに帰すことができない事由によるものに限ります。）
- (3) 社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金
 - ア 最近の決算期における粗収益が前期に比し 10%以上減少していること又は最近3か月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。
 - イ 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化していること。
 - ウ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - エ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
 - オ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が20年以上であること。
 - カ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - キ 財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農林水産物価格の低下又は種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、餌料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - ク 財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が指定した社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - ケ 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する感染症又は農

林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものに限り、)をいいます。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

- コ 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること(ただし、一定の要件を満たす場合に限り)。
- サ 農林水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること(ただし、一定の要件を満たす場合に限り)。

3 借入者の資格

次に掲げるいずれかの農林漁業者

- (1) 農業経営改善計画の認定を受けた者(認定農業者)
 - ア 農業経営基盤強化促進法に定める農業経営改善計画について市町村長等の認定を受けた者
 - イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める経営改善計画の認定を受けた者
 - ウ 果樹農業振興特別措置法に定める果樹園経営計画の認定を受けた者
- (2) 林業経営改善計画の認定を受けた者
- (3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者
- (4) 農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては、1,000万円以上)であるもの
- (5) 認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、経営開始後3年以内の者
- (6) 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいいます。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいいます。)、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいいます。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)
- (7) (4)に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者
 - ただし、家族経営協定において次の事項が明確になっていること。
 - ア 経営のうち一部の部門について主宰権があること。
 - イ 主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。
- (8) 次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの
 - ア 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。
 - イ 一元的に経理を行っていること。
 - ウ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
 - エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること(水田及び畑作に係る経営を除きます。)
 - オ 主たる従事者が目標所得を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとします。

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額 (注)
15年以内	3年以内	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができます。)

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 非常災害等の場合の貸付限度額は次のとおりです。なお、非常災害等とは特定非常災害その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす事象として、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものをいいます。

区分	資金の使い途	貸付限度額
主要な事業用資産について、非常災害等により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者	(1)	非常災害等ごとに600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、非常災害等ごとに年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることができます。)(非常災害等の場合以外の貸付限度額を適用した貸付金残高とは通算しません。)
非常災害等による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者	(1)	
非常災害等の影響により経営の維持安定が困難となった者	(2)、(3)	

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書
イ	経営安定計画

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- ウ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款
- エ 資金の使い途の(1)に掲げる資金を借り入れる場合は、被害についての市町村長の証明（被災証明書等）

農林漁業セーフティネット資金 **Q & A****Q 1 本資金で対象とする災害とはどのようなものですか。**

A 対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災であって、農林漁業経営の被害と災害との因果関係が認められるものに限りです。

例えば、天候不順による低等級米の増加・収量の減少や地震による停電で適切に搾乳できなかったことで乳量が減少した場合等です。

また、天災以外のものでも火災や海洋汚染等、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものは対象となります。

Q 2 災害により被害を受けた場合に必要となる書類はありますか。

A 災害による農林漁業被害について、市町村長等が証明した被災証明書等（災害による被害を証明するものであれば様式や名称は問いません）が必要となります。

また、災害による農林漁業被害について市町村長などが証明したものであれば、複数の農林漁業者についての被害を証明したものでも構いません。

なお、被災の届け出があった旨を証明する被災届出証明書は被災証明書等には当たりません。

Q 3 被災証明書等の名義が借入者と異なる場合も災害対応資金の融資の対象となりますか。

A 被災証明書等の名義が借入者と異なる場合であっても、被災した資産が借入者にとって主要な事業用資産である場合又は実質的に同一経営（親子や1戸1法人など）と判断できる場合、災害対応資金の融資の対象となります。

例えば、個人経営から法人成りした一戸一法人の場合、被災証明書等の名義が個人である場合であっても、商業登記簿謄本等により出資者を確認し、法人と個人が実質的に同一経営であることが確認できる場合、法人を借入者として災害対応資金の融資の対象となります。

Q 4 法令に基づく処分や行政指導とは、具体的にどのような場合ですか。

- A** 法令に基づく処分とは、例えば、鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫、CSF等が発生した場合に発動される家畜伝染病予防法に基づく殺処分・移動制限等のことです。
- 行政指導とは、行政機関が行政手続法第2条第6号に基づいて行う出荷制限等のことです。

Q 5 法令に基づく処分又は行政指導を受けた場合に必要となる書類はありますか。

- A** 法令に基づく処分の場合、告示された移動制限地域等の写し又は行政機関等から制限地域内であることの連絡文書が送られている場合は、その文書の写しが必要となります。
- 行政指導の場合、行政機関から指導があった事実が分かる文書の写し等が必要となります。

Q 6 どのような場合に特認限度額を利用できますか。

- A** 簿記記帳を行っている者(※注)であって、その経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要な場合に利用できます。
- 1回あたりの特認限度額の上限は、原則「年間経営費等の3/12以内」となります。
- ただし、経営の維持安定に必要な最低限の資金を迅速かつ円滑に調達するために特に必要と認められる場合、「年間経営費等の6/12」を上限にご利用いただけます。
- 「特に必要と認められる場合」を例示すると次のとおりです。
- ・農林水産物の生産・加工・販売に著しく影響を与える特別の理由（生産物価格・飼料価格等の乱高下など）があると認められる場合
 - ・民間金融機関からの資金調達に支障がある場合

※注 簿記記帳を行っている場合とは、必ずしも複式簿記や青色申告である必要はなく、経営収支・財務状況を明らかにするために簿記の記帳のカテゴリーに入るものであれば良いこととなっています。しかし、できる限り青色申告するようになることが望まれます。

2 振興山村・過疎地域経営改善資金

1 資金の目的

本資金は、振興山村地域及び過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的・経済的条件に適応した経営の改善又は農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化が実現できるよう、必要な長期低利の資金を総合的、計画的に融資することを目的としています。

現在、振興山村あるいは過疎地域市町村として、全国の半数の市町村が指定されています。

2 資金の使い途

都道府県（知事）の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業が対象になります。

(1) 果樹、茶、多年生草本、桑、花木の新植・改植

新植・改植とは、定植、樹園地整備、果樹棚設置、樹苗養成をいいます。

(2) 果樹の育成

植栽後2年目から最長8年目まで（樹種により異なります。）の肥培管理に必要な次の費用を対象とします。

ア 肥料費、薬剤費、小農具、敷わら等の材料費

イ 労賃

ウ 農機具等の賃借料金

(3) 搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛、繁殖用豚、繁殖用めん羊、繁殖用山羊の購入

(4) 建物・施設及び機械の改良、造成、取得

ア 建物・施設関係

農舎、畜舎、蚕室、堆肥舎、サイロ、農産物処理加工施設、地域資源整備活用施設（注1）、農業生産環境施設（注2）等

イ 機械関係

農機具、運搬用機具、パソコン等

(5) 次の施設の改良、造成、取得

ア 素材、樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設

イ 造林に必要な機械その他の施設

ウ 林産物の処理加工（「Ⅱ林業」の「用語解説」の用語8参照）、流通又は販売に必要な機械その他の施設

エ 森林レクリエーション施設（「Ⅱ林業」の「3 林業構造改善事業推進資金」の「4 貸付条件」参照、山村体験交流滞在施設を除き、管理休養施設及び風致施業を含みます。）

オ 農業生産環境施設（「Ⅱ林業」の「3 林業構造改善事業推進資金」の「6 その他」参照。ただし、林業従事者管理休養施設、集会施設、除雪施設、林業施設関連道、生活安全保護施設、山村広場施設、情報連絡施設、林間副次利用施設及び林業集落移転用施設を

含みます。)

- (6) 総トン数 20 トン未満の漁船の改造、建造、取得（漁船用機器の単独取得を含みます。）
 - (7) 漁具、内水面養殖施設（ふ化室、養魚池等）、海面養殖施設（養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設、処理加工施設、人工採苗施設、運搬船、母貝、核等）、漁船漁業用施設（水産物処理加工施設、作業場等）、漁業生産環境施設（水産廃棄物処理施設、簡易排水施設等）の改良、造成、取得
 - (8) (4) (5) (7)（漁具及び漁船漁業用施設を除きます。）に掲げる施設、漁場改良造成施設、漁場環境管理施設、漁場管理強化施設、漁業用通信施設、漁船漁具保全施設、漁船用補給施設、水産物処理加工施設、製氷冷凍施設、水産物共同販売施設、水産倉庫又は水産物運搬施設であって農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成、取得
 - (9) 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設（事務管理用備品及び資材に限ります。）の取得（注 3）
- (注) 1 地域資源整備活用施設とは、滞在型農園施設、農林水産物直売施設、農林水産物処理加工施設又は農山漁村ふれあい体験宿泊施設などをいいます。
- 2 農業生産環境施設とは、農作業管理休養施設、農村広場施設、農業農村情報連絡施設又は簡易排水施設（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）として実施するものを含みます。）などをいいます。
- 3 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設とは、農林漁業振興法人（借入者の資格の(5)）が事業を行う場合であって、その営業開始から3年間に必要となるもので、資材については耐用年数2年以上のものが対象となります。

3 借入者の資格

- (1) 農業、林業、漁業を営む個人及び法人
 - (2) 共同利用施設の設置、農作業の共同化の事業を行う法人及び団体
 - (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合（漁業生産組合を除きます。）
 - (4) 5割法人及び団体（上記(1)の農林漁業を営む者及び上記(3)の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（上記(1)の農林漁業を営む者及び上記(3)の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限りません。))
 - (5) 農林漁業を営む者若しくは農林漁業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農林漁業の振興を目的とする法人。ただし、森林、農地等の保全管理事業を業務とすることが必要です。
- (注) 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務とします。

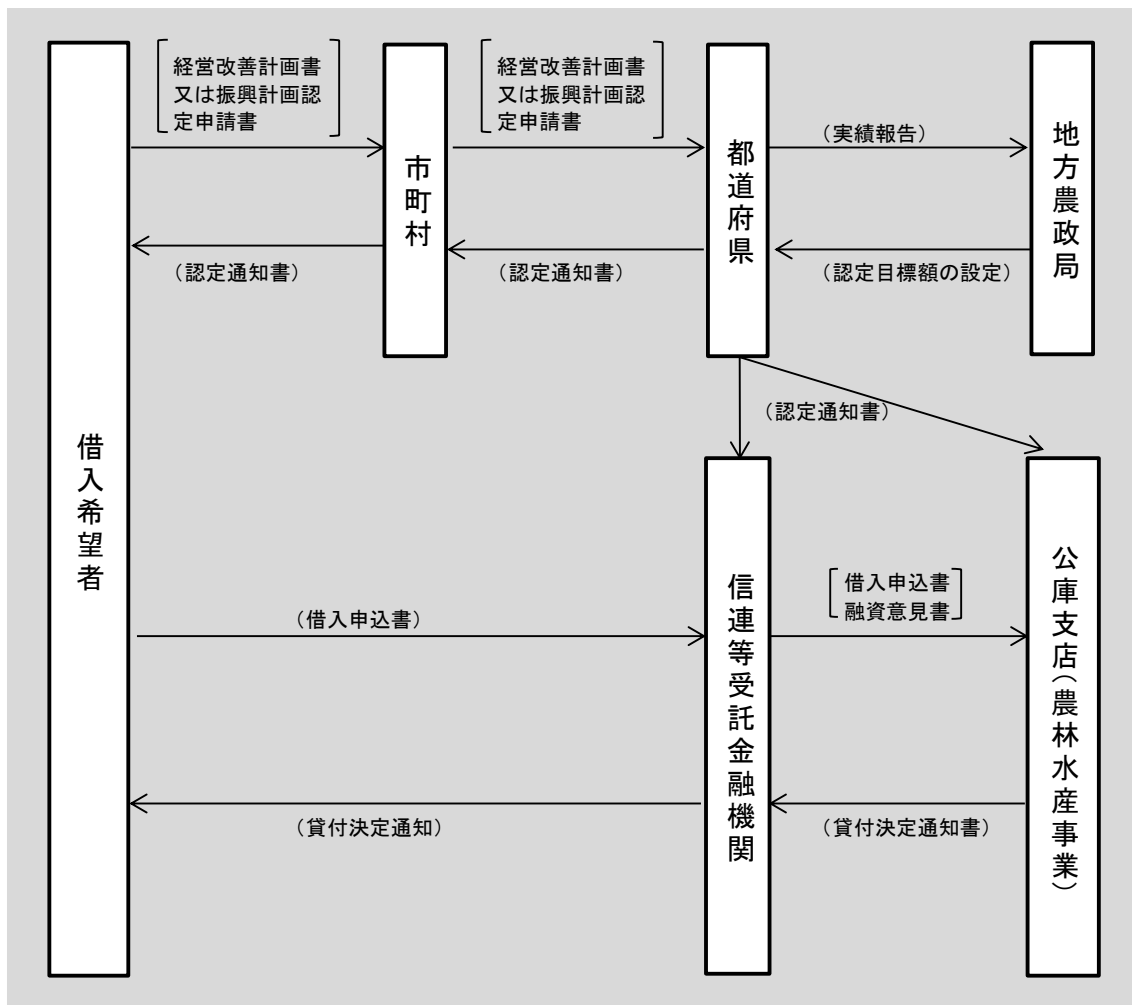
4 貸付条件

	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額 (次のいずれか低い額)	
			融資額	融資率
補助事業	25年以内	8年以内	—	貸付けを受ける者の負担する額の80%
非補助事業			個人 1,300 万円 特別の場合 2,600 万円 (注1) 法人及び団体 5,200 万円 特別の場合 6,000 万円 (注2) 1 億円 (注3) 3 億円 (注4) 5 億円 (注4)	

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

- (注) 1 漁業経営の改善に要する事業費がその者の農林漁業経営改善計画の事業費の過半を占める場合又は林産物の処理加工に必要な機械その他の施設の改良、造成、取得を行う場合には 2,600 万円
- 2 漁業経営の改善に要する事業費がその者の農林漁業経営改善計画の事業費の過半を占める場合には 6,000 万円
- 3 貸付対象事業が国が行う山村等振興対策事業を補完するもので、かつ、当該補助事業と一体として事業効果が確保されると認められる場合には 1 億円
- 4 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合には 3 億円
5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合には 5 億円

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



6 留意事項

(1) 融資取扱期間

融資の取扱期間は、振興山村については令和17年3月31日、過疎地域については令和13年3月31日までとなっています。

(2) 他の公庫資金との関連

本資金の融資を受けた者は、その事業を実施している期間中（事業終了届が提出されるまで）は、資金の使い途が同じ他の公庫資金を利用することはできません。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表） （注）事業費の支払予定（投資内容別の支払時期及び金額）を確認 できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C 1 - 5
ウ	農林漁業経営改善計画認定申請書（写し）又は農林漁業振興計画認定申請書（写し） 申込み初年度のみ提出してください。変更認定を受けた場合には、継続2年目以降も 提出してください。	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3 農林漁業施設資金

3-① 六次産業化

1 資金の目的

農林漁業者自らが生産だけでなく加工、流通、販売に一体的に取り組んだり、第二次産業、第三次産業と連携して新たな産業の創出に取り組むことにより、農山漁村に豊富に存在する地域資源の有効活用を通じて地域農林漁業の振興を図る取組みを、農山漁村の六次産業化といいます。

本資金は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく「総合化事業計画」を実施する場合の資金として、農林漁業施設資金（共同利用施設）に特利を設けているものです。

2 資金の使い途

国が認定した「総合化事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得が貸付けの対象となります。

3 借入者の資格

- ① 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合等
- ② 5割法人・団体（農林漁業を営む者及び上記①に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農林漁業者及び上記①に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限ります。))
- ③ 農林漁業振興法人（農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするもの）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C 1-5
ウ	総合化事業計画認定申請書(写し)	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3-② バイオマス利活用施設

1 資金の目的

地域の農林漁業者が、農林漁業の生産過程で生じる家畜ふん尿や稲わらなどの有機性資源（以下「バイオマス」といいます。）を利活用するために必要な共同利用施設の整備を行う場合の資金として、農林漁業施設資金（共同利用施設）に特利を設けているものです。

2 資金の使い途

アのバイオマスを多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得

ア 対象バイオマス

主として家畜排せつ物、農作物非食用部（稲わら、麦わら、もみがら等）、製材工場等残材、林地残材（間伐材、被害木等）、水産廃棄物（魚腸骨、ホタテウロ等）、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源

イ 対象施設

アに掲げるバイオマスを原材料として、メタン発酵、エタノール発酵、乳酸発酵、ガス化、炭化、飼料化、堆肥化、エステル化、マテリアル変換等により、資材、エネルギーその他有用な形態に変換するために必要な施設

3 借入者の資格

①、②及び③の団体及び法人で、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、当該事業が地域のバイオマスの総合的な利活用に資するものとして地方農政局長（北海道にあっては大臣官房環境バイオマス政策課長。以下同じです。）の意見を受けた者

- ① 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合等
- ② 5割法人・団体（農林漁業を営む者及び上記①に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農林漁業者及び①に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の1／3以上を占めるものに限ります。))
- ③ 農林漁業振興法人（農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするもの）

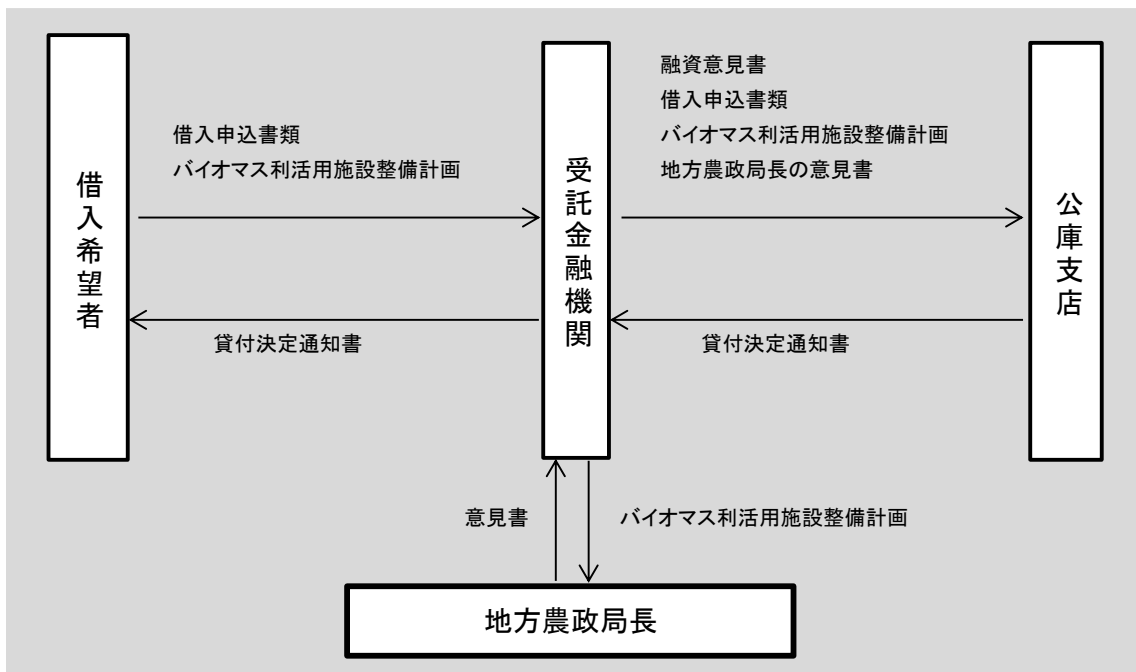
4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば、次のような流れとなります。



6 留意事項

本資金の借入れを希望する場合は、当該事業が地域の「バイオマスの総合的な利活用に資するもの」として地方農政局長の意見を受ける必要がありますが、この「バイオマスの総合的な利活用に資するもの」とは、当該事業が次のいずれかに則しているものをいいます。

- (1) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱」に基づき市町村が策定する「農林漁業循環経済先導計画」
- (2) 「バイオマス事業化戦略」に基づきバイオマス産業都市として選定された地域の「バイオマス産業都市構想」
- (3) 「バイオマス活用推進基本法」に則し都道府県が策定する「都道府県バイオマス活用推進計画」
- (4) 「バイオマス活用推進基本法」に則し市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」

- (5) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に則し都道府県等が策定する総合的なバイオマス利用の中期の方針（都道府県バイオマス総合利活用マスタープランなど）
- (6) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づく地域的観点からの目標として市町村等が策定する「バイオマスタウン構想」※

※バイオマスタウン構想策定市町村は、バイオマス情報ヘッドクォーターのホームページ（ホームページアドレス <http://www.biomass-hq.jp/>）で確認できます。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表） （注）事業費の支払予定（投資内容別の支払時期及び金額）を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C 1－5
ウ	バイオマス利活用施設整備計画（写し）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3-③ 特別振興事業

1 資金の目的

農林漁業者が行う事業で、①新技術の導入、経営の複合化、システム化等により生産性の向上などを図るもの、②主産地形成や産地の銘柄の確立など地域の産業振興に寄与するもの、③優良品種・種苗の開発などにより農林漁業生産の高度化などにつながるもの、④農山漁村地域で、農林漁業資源を活用した加工・販売、都市との交流促進等により地域の活性化につながるものなど、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業（特別振興事業）に対する資金として、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）の中に、融資限度額の特例及び資金の使途の特例（立ち上がり支援）を設けているものです。

2 資金の使い途

(1) 設備

- ア 農舎、畜舎、堆肥舎、農作物育成管理用施設、排水施設、かん水施設などの農業用生産施設の改良、造成、取得
- イ 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設などの改良、造成、取得
- ウ 農機具、運搬用機具の購入
- エ 滞在型農園施設、農林水産物直売施設などの改良、造成、取得
- オ 林業・漁業については、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）に掲げる施設の改良、造成、取得（ただし、林業生産環境施設のうち林業従事者管理休養施設（「Ⅱ 林業」の「3 林業構造改善事業推進資金」の「6 その他」参照）、及び漁業生産環境施設を除きます。）

(2) 立ち上がり支援

- (1)に掲げる施設の改良、造成、取得に関連して必要となる費用（原材料費、賃借料、出荷販売経費、雇用労賃など）

3 借入者の資格

最新の技術若しくは経営方式を導入するなどの事業により広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業（特別振興事業）を行う者

4 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
資金の使い途の(1)	15年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額
資金の使い途の(2)	10年以内		

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書別紙 (次の項目を記載。) ①借入申込者の概要 (ア)沿革(設立年月日、設立経緯等履歴) (イ)経営者及び主要技術者 (ウ)資本金(出資金)、主要株主(出資者名) (エ)主要業務、営業所、従業員数 (オ)過去3年間の年商及び損益 ②事業計画の概要 (ア)事業の目的(必要性・効果) (イ)事業内容、事業費 (ウ)資金計画 (エ)生産計画・生産能力等の変動 (オ)融資対象施設所在地の略図(集荷・販売圏等) (カ)技術・経営方式等の特徴 (キ)当該事業と地域農林水産業との関係 ③販売計画・収支計画(目標年次までの計画)・資金運用計画(目標年次までの計画)	様式は任意です。
ウ	借入申込書共用別紙(事業費支払予定表)	様式C 1-5

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し

イ 見積書、契約書、設計図、位置図

ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し

エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3-④ 農山漁村経営改善

1 資金の目的

北海道において、生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要なアイヌ系住民の居住地における農林漁業者の経営改善を図ることを目的としています。

2 資金の使い途

- (1) 農舎、畜舎（家畜排せつ物処理施設を含みます。）、農産物乾燥施設、農作物育成管理用施設等農業用建物・構築物又は農機具等の改良、造成、取得
- (2) 果樹の新植又は改植 新植、改植とは、定植、樹園地整備、果樹棚設置のほか、樹苗の養成に必要な事業のことをいいます。
- (3) 林業・漁業については、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）に掲げる施設の改良、造成、取得（ただし、林業生産環境施設については、集会施設等を、漁業生産環境施設については、漁業近代化施設関連道等を含みます。）

3 借入者の資格

- (1) 農業、林業、漁業を営む個人及び法人であって、「経営改善計画」を作成し北海道知事の認定を受けた者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び漁業協同組合（いずれも(1)に掲げる者に転貸する場合に限ります。）

4 貸付条件

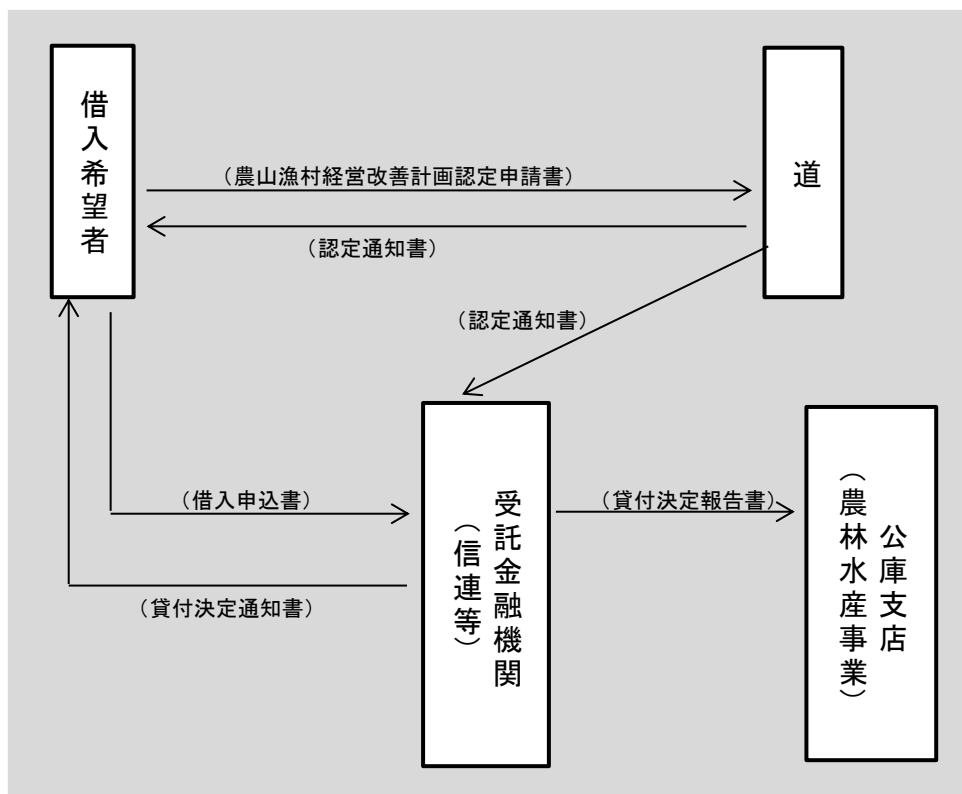
償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額（次のいずれか低い額）	
		融資額	融資率
15年以内	3年以内	個人 1,500万円 (漁船建造等を含む場合は 3,000万円) (特認要件に該当する場合は 2,500万円)	貸付けを受ける者の 負担する額の90%
		法人 4,000万円 (特認要件に該当する場合は 7,300万円)	

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 特認要件に該当するのは、経営改善計画が次の要件のいずれかに該当する場合です。

- 1 畜産経営の環境保全を図る計画であるもの
- 2 離農者の跡地の権利又は相当規模の農用地の権利を取得して経営規模の拡大を図る計画であるもの
- 3 現在、経営の基幹となっている作目の相当部分を他の作目に転換する計画であるもの
- 4 高性能の技術体系の導入を図る計画であるもの
- 5 現在経営の基幹となっている漁業の相当部分につき漁業種類の転換を図ろうとする計画であるもの

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



6 留意事項

本資金の借入れを希望する場合は、事業計画について北海道知事の認定が必要です。借入申込書の提出と同時に農山漁村経営改善計画認定申請書を市町村に提出してください。

7 借入申込みに必要な書類

本資金の借入れを希望する場合は、事業計画について北海道知事の認定が必要です。借入申込書の提出と同時に農山漁村経営改善計画認定申請書を市町村に提出してください。

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表） （注）事業費の支払予定（投資内容別の支払時期及び金額）を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C 1－5
ウ	農山漁村経営改善計画認定申請書（写し） （注）申請書の様式は北海道の所管窓口におたずねください。	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3-⑤ 共同利用施設

1 資金の目的

広く農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の整備を図ることを目的としています。

2 資金の使い途

農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得が貸付けの対象となります。

3 借入者の資格

(1) 農業施設の場合

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会（農業共済組合及び農業共済組合連合会は蚕糸施設を除きます。）

(2) 林業施設の場合

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び中小企業等協同組合（注1）

(3) 水産施設の場合

水産業協同組合（漁業生産組合を除きます。）

(4) その他の施設の場合

土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会

(5) 5割法人・団体（注2）（農林漁業者及び上記(1)から(4)の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農林漁業者及び上記(1)から(4)の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限り。）

(6) 農林漁業振興法人（農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農林漁業の振興を目的とする法人）

（注）1 組合員の50%以上が、育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む者に限ります。

また、中小企業等協同組合の場合の使途は、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする加工・保管・販売を目的とする施設に限ります。

2 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務とします。

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
20年以内 (バイオテクノロジーに係る施設のうち機械、器具類 15年以内)	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

- (注) 1 林業構造改善事業に係るものについては、本資金の利率が、林業構造改善事業推進資金の利率より低い場合、本資金の貸付対象とすることは差支えありません。
- 2 「林業機械貸貸」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に規定する林業労働力確保支援センターが同法第12条に掲げる林業機械の貸付けの業務を行うために必要な施設に適用されます。
- 3 災害復旧の利率は融資期間により異なります。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表) (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C1-5

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

6 税制上の特例措置

(1) 不動産取得税の軽減(地方税法附則第11条第10項)

農業協同組合等(※1)が日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫資金(以下、「公庫資金」という。)の貸付けを受けて取得した共同利用施設(保管、生産又は加工の用に供する家屋)に係る不動産取得税の課税標準については、価格に当該施設の取得価額に対す

る公庫資金の貸付額の割合を乗じて得た額か当該施設の取得価額の1/2のいずれか低い額を価格から差し引いた額となります。

※1 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、木材に関する事業を行う事業協同組合

(2) 固定資産税の軽減（地方税法附則第15条第33項）

農業協同組合等（※2）が公庫資金の貸付けを受けて取得した共同利用に供する機械・装置（取得価額が1台（基）につき、330万円以上のものに限る。）に係る固定資産税の課税標準については、当該機械・装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、当該機械・装置の価格の2分の1となります。

※2 ※1のうち木材に関する事業を行う事業協同組合を除く。

※1のほか、漁業協同組合連合会を含む。

(3) 事業所税の非課税（地方税法第701条の34第3項第12号）

農業協同組合等（※3）が、公庫資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設（保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修施設、農林水産業に関する試験研究施設）に係る事業所税は非課税となります。

※3 ※1のうち木材に関する事業を行う事業協同組合を除く。

4 農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

1 資金の目的

農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する取組みを行う農林漁業者等に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑化するため、金融機関が債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことができる資金を融通するものです。

2 資金の使い途

- (1) 農林漁業施設の改良、造成、復旧又は取得
- (2) 上記に掲げる施設の改良、造成、復旧又は取得に関連して必要となる費用の支出
- (3) 漁船の復旧
- (4) 農林業経営の安定のためにする次に掲げるもの（認定農業者又は林業経営改善計画の認定を受けた者に限ります。）
 - ① 災害により被害を受けた農林業経営の再建（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限りますが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含みます。）
 - ② 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた農林業経営の維持安定
 - ③ 社会的又は経済的環境の変化その他の農林業者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合の農林業経営の維持安定
 - ア 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること又は最近3か月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。
 - イ 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化していること。
 - ウ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - エ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
 - オ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が20年以上であること。
 - カ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - キ 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農林産物価格の低下又は種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、餌料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - ク 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農林業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

- ケ 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
- コ 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限ります。）。
- サ 農林産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限ります。）。
- ④ 農林業経営によって生じた負債の整理
- ⑤ 構成員の脱退に伴う持分の払戻し
- ⑥ 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資
- ⑦ 資本構成の是正その他の財務内容の改善

3 借入者の資格

農林漁業者又はその組織する法人

ただし、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている場合に限ります。

4 貸付条件

- (1) 利率
成功判定金利
※ 金利は決算内容に応じて毎年見直します。最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。
- (2) 償還期限
18年
※ 以下の貸付けは5年1か月以上20年以内とすることができます。
① 認定農業者に対する貸付け
② 林業経営改善計画の認定を受けた者に対する「2 資金の使い途」の(4)の事業の貸付け
- (3) 据置期間
8年
※ 上記(2)の※を適用する場合は期限一括償還となる年数となります。
- (4) 貸付限度額（貸付限度額の詳細については、公庫までお問い合わせ下さい。）
貸付けを受ける者のみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額又は1億円のいずれか低い額（経営開始後決算を2期終えていないものにあつては、1億円）

5 留意事項

- (1) 本資金は、公庫直接の融資のみです。公庫支店にご相談下さい。
- (2) 本資金は、資本的性質を有しますが、他の資金制度と同様に返済が必要な「借入金」です。本制度の利用には、対象事業の見通しのほか、財務内容等について審査が必要になります。結果によっては、ご希望に沿えない場合があります。
- (3) 本資金は、資本的性質を有することから、ご融資後一定期間は繰上償還をすることができません。
ただし、特に必要と認められる場合、繰上償還ができますが、所定の手数料が必要となります。詳しくは、公庫支店にご相談下さい。
- (4) 四半期毎の経営状況の報告などを含む特約を、お客さまと公庫との間で締結していただきます。
また、公庫が特に必要と判断した場合に、利益処分や第三者への担保提供・保証提供・出資について制限を設ける特約を締結していただきます。
- (5) 決算内容が著しく低い状態が続く場合は、公庫による経営改善指導を受け入れていただきます。

6 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表） （注）事業費の支払予定（投資内容別の支払時期及び金額）を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。	様式C 1－5

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款
- オ 「2 資金の使い途」の(4)の①の事業について借り入れる場合は、被害についての市町村長の証明（被災証明書等）
- カ 事業計画書